



医療費の払い戻しがあります

払い戻しの対象となるのは、
保険診療が適用された医療費です

次の①～⑤のような場合、郵送にて申請していただくと、お支払いいただいた内容を審査のうえ、医療費助成制度が適用された場合との差額の払い戻しを受けることができます。

- ① 同一診療月に支払った一部自己負担額の合計が、2,500円の限度額を超えたとき
- ② 大阪府外の医療機関などを受診したとき
- ③ 医療証の申請をしてから交付までの間に、医療証を提示できずに自己負担を支払ったとき
- ④ 急病のときや旅行先などで、やむを得ず医療証を提示できず受診したとき
- ⑤ 保険診療対象の医療費の全額(10割)を負担したとき(海外での受診・治療用装具・小児弱視の治療用眼鏡等の費用も含む)

払い戻しの申請に際しては「必要なもの」と「注意事項」をご確認のうえ、詳しくは償還事務センターにお問い合わせください

① について、自動償還を実施しています

自動償還とは、一度申請があれば、その後は手続きなしに自動で払い戻す仕組みです。償還事務センターが、申請を受け付けた月の属する診療月から開始します。

- ▶ 医療機関等からの請求が遅れた場合等は、自動償還が出来ませんので、申請が必要になります。
- ▶ 大阪市内で引っ越しをしたときなど、受給者番号が変更になった場合等は、自動計算が出来ず、払い戻しが出来ませんので、ご連絡ください。

払い戻しの申請 必要なもの

◆は必須、◇は内容によって必要になるもの

- ◆ 大阪市医療助成費支給申請書
- ◆ 振込先が確認できるもの(預金通帳の写しなど)
- ◆ 病院・薬局などの領収書原本(写し・再発行不可)
〔受診者氏名、領収金額、診療年月日、発行日、保険対象点数、医療機関等の名称の記載があるもの〕

- ◇ 病院などから発行される明細書(入院にかかる費用を支払った場合のみ)
- ◇ 健康保険等から療養費の支給を受けた場合等に発行される支給(決定)通知
- ◇ 治療用装具や小児弱視の治療用眼鏡等を作った場合のみ、医師の意見書と装着証明書(小児弱視の治療用眼鏡等の場合は作成指示書)の写し



払い戻しの申請 注意事項

☆申請の受付は郵送のみです。

☆ 全額(10割)をご負担されていて健康保険から療養費の支給を受けていない場合や、健康保険で高額療養費などの支給が受けられる場合は、ご加入の健康保険へ療養費等の申請を先に行ってください必要があります。

- ☆ 次の申請期限の違いにご注意ください。
 - ▶ 医療費助成の払い戻しの申請期限は、支払日の翌日から5年を経過するまでです。
 - ▶ 健康保険への療養費の申請期限は、支払日の翌日から2年を経過するまでです。

払い戻しに関する申請書類の送付先

大阪市医療助成費等償還事務センター
〒530-0035
大阪市北区同心1-5-27
大阪市北区北総合福祉センター3階

* 大阪市医療助成費等償還事務センターのホームページはこちらから→



電話番号：06-6351-8200
ファックス：06-6351-8220



令和6年9月作成・発行：大阪市子ども青少年局 子育て支援部 とも家庭課
電話番号 06-6208-7971 ファックス 06-6202-4156
このしおりの内容は、いずれも作成時点のものです。

大阪市

ひとり親家庭 医療費助成制度のしおり



ひとり親家庭の方の健康の保持及び生活の安定に寄与し、その福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の方が医療を受けた場合の自己負担を軽減する医療費助成を実施しています。

助成の対象

対象となる方は

大阪市内にお住まいで国民健康保険や被用者保険に加入しているひとり親家庭等の方で、右記のいずれかに該当する方。

- ① 18歳まで(18歳に達した日以後における最初の3月31日まで)の児童

詳しくはホームページをご覧ください。
ホームページはこちらから→



- ② 上記①の児童を監護する母もしくは父、又は父母以外の養育者で、所得が所得制限額未満の方



【②でいう所得制限とは】(R6.11月～)

R6.10月以前は所得制限額が異なりますので、お住まいの区の区役所にご確認ください。

扶養人員	母もしくは父、又は養育者		孤児等の養育者、扶養義務者等	
	所得制限額	収入額(目安額)	所得制限額	収入額(目安額)
0人	208万円未満	334万3千円	236万円未満	372万5千円
1人	246万円未満	385万円	274万円未満	420万円
2人	284万円未満	432万5千円	312万円未満	467万5千円
3人	322万円未満	480万円	350万円未満	515万円
4人以上の場合	扶養人員3人の場合の所得制限額に、1人につき38万円ずつ加算した額			

所得制限額は児童扶養手当法施行令に準じたものです。ここでいう所得とは所得(A) - 諸控除 - 8万円(B) + 養育費のことで、(または18万円)(A)とは給与所得者は給与所得控除後の金額、事業所得者は必要経費控除後の金額(B)とは社会保険料及び生命保険控除相当額として一律に8万円を差し引きます。給与所得又は年金所得がある場合は更に10万円差し引きます。

◆新たに医療証を申請される場合、1～9月の申請は前々年中所得、10～12月の申請は前年中所得が判定対象です。

◆「母もしくは父、又は養育者」の所得に加え、生計を同一にしている扶養義務者(同居の親族等)の所得も判定対象です。

◆所得制限により医療証の交付を受けられなくなった後に、所得の変化により再びひとり親家庭医療費助成の対象になった場合は、再度申請していただきます。

右記のいずれかに該当する方は助成の対象となりません

- 生活保護を受けている方(生活保護が停止となっている方は助成の対象です)
- 児童福祉法に基づく措置により医療の給付を受けている方および里親制度により委託された方
- その他国などの公費負担によって、医療費の全額支給を受けることができる方
- 重度障がい者医療費助成 又は こども医療費助成の医療証の交付を受けている方

対象となる費用は

病院や診療所、歯科医院などで診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費(薬代含む)の自己負担の一部を助成しています。

- ・治療用装具も助成対象です。
- ・入院時の食事代も助成対象です。
- ・保険診療に含まれないもの(選定療養費など)は、助成の対象外です。

助成の始期は

申請のあった日の月の初日から
離婚・死別等により、ひとり親家庭該当となるのが、月の初日より後の場合は、資格取得事由が発生した日から



受診時に必要なもの

窓口で次のものを提示してください。

- ◆ 健康保険証など
- ◆ ひとり親家庭医療証
府内の医療機関などで医療証を提示せずに受診した場合は、医療費の払い戻しができないことがあります。
- ◆ 他の公費助成制度で医療証などの交付を受けている場合は、その医療証

<注意> ひとり親家庭医療証は、大阪府外の医療機関などでは使用できませんので払い戻しの申請を行ってください。

医療費助成にかかる費用は 大阪市と大阪府の負担で まかなわれています

- ・日々の健康管理を心がけましょう。
- ・診療費が高くなる、時間外や休日の受診はできるだけ避けましょう。
- ・病院のかけもち(重複受診)はやめましょう。



医療費 訪問看護利用料 ご本人の負担額 (一部自己負担額)

1医療機関・訪問看護ステーションごとに1日あたり 最大500円(月2日限度)

- 同一医療機関による保険診療に限っては、3日目以降のご負担はありません。
- 複数の医療機関にかかる場合は、1つの医療機関ごとに1日最大500円のご負担となります(1日のご負担が500円に満たない場合は、その額)。
- 同一医療機関であっても、「入院」と「通院」、「歯科」と「歯科以外」はそれぞれ別計算となります
- 院外処方箋で薬局を利用した場合、薬局でのご負担はありません(ただし、容器代など保険の対象とならない費用は除く)
- 同じ月内に受けた保険診療に係る一部自己負担額が2,500円を超えたときは、申請により超過分の払い戻しを受けることができます。(ただし、一部自己負担額は個人単位で計算し、世帯の合算は行いません。)

公的医療保険との関係

「特定疾病療養受療証」「限度額適用認定証」(「限度額適用・標準負担額減額認定証」)の交付を受けた際には、ひとり親家庭医療証、健康保険証などとあわせて、医療機関等の窓口にも必ず提示してください。

▷人工透析を受けられている慢性腎不全、血友病及び血液製剤に起因するHIV感染症の患者の方は、ご加入の健康保険から、申請により「特定疾病療養受療証」が交付されます。

▷入院や高額となる診療、調剤の予定がある場合で、同じ月の同じ医療機関への支払いがある場合には、申請により「限度額適用認定証」(市民税非課税世帯の方の場合は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)が交付され、医療機関の窓口での支払いが所定の限度額までになります。

▷マイナ受付ができる医療機関ではマイナンバーカード又は健康保険証を提示すれば、限度額適用認定証等を取得し提示しなくても限度額を超える支払いの免除が受けられます。

国の公費負担医療制度との関係

国の公費負担医療制度を使用できる方は、そちらを先に申請してください。受給者証などの交付を受けた場合には、ひとり親家庭医療証、健康保険証などとあわせて医療機関等の窓口にも必ず提示してください。

【国の公費負担医療制度】
・障害者総合支援法による自立支援医療
・難病法による特定医療
・児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援 など

お手続き

医療証の交付に関する窓口は、お住まいの区の保健福祉センター医療助成業務担当(区役所内)

お住まいの区の保健福祉センター医療助成業務担当へ申請してください。
該当する方には、「ひとり親家庭医療証」をお渡しします。

申請に必要なもの

- ◆ 保険資格が確認できるもの(健康保険証など)
- ◆ 市外から転入された方は所得確認のため、マイナンバー利用同意書 又は 所得証明書を提出していただくことがあります。
- ◆ 次のものを持って申請してください。
 - ・児童扶養手当を受けている方
⇒ 児童扶養手当証書
 - ・児童扶養手当を受けていない方
⇒ 戸籍記載事項証明書など必要書類
- ◆ その他、資格の認定にあたって必要な書類を提出していただくことがあります。



医療証の
新規取得または
更新にかかる
申請以外でも
届け出を
お願いします

次のいずれかに該当するときは、必ず届け出てください。

- ◆ 住所、氏名などに変更があったとき
- ◆ 加入している健康保険の種類や内容に変更があったとき
- ◆ 生活保護を受けたときや児童福祉施設に措置入所されたとき
- ◆ 交通事故など第三者の行為による負傷などで医療証を使用し治療を受けたとき
- ◆ 医療証を破損もしくは紛失したとき
- ◆ 世帯構成が変わったとき(母子・父子家庭でなくなったとき、扶養義務者に変更があったとき等)
- ◆ 重度障がい者医療費助成制度や、こども医療費助成制度が変わるとき

<注意> 資格がなくなってから医療証を使用して診療などを受けたときは助成した額を本市に返金していただきます。また、申請内容に誤りがあったときなどは、助成した額を本市に返金していただくことがあります。



お問い合わせ先
市外局番はすべて06です



区名	電話番号	区名	電話番号	区名	電話番号
北	6313-9857	天王寺	6774-9857	城東	6930-9065
都島	6882-9857	浪速	6647-9895	鶴見	6915-9107
福島	6464-9857	西淀川	6478-9952	阿倍野	6622-9865
此花	6466-9561	淀川	6308-9423	住之江	6682-9857
中央	6267-9955	東淀川	4809-9856	住吉	6694-9859
西	6532-9952	東成	6977-9156	東住吉	4399-9857
港	6576-9857	生野	6715-9857	平野	4302-9857
大正	4394-9914	旭	6957-9173	西成	6659-9824

突然の病気やケガで困ったら ○ 小児救急電話 #8000 または 06-6765-3650
○ 救急安心センターおおさか #7119 または 06-6582-7119



まわりの子どもに関心をもってください【児童虐待に関する相談・連絡窓口】

児童虐待はあなたの身近で起こっているかもしれません。子どもたちを守るには虐待の早期発見、早期対応が必要です。大阪市内では24時間体制で相談を受け付けています。

● 児童虐待ホットライン(大阪市子ども相談センター)
まずは一報 なにわっ子
0120-01-7285
(フリーダイヤル 24時間・365日)

● 区保健福祉センター子育て支援室
お問い合わせは各区保健福祉センターへ